

奈良県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第八十九号

奈良県会計規則の一部を改正する規則

奈良県会計規則（平成七年三月奈良県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。
第二条第一号及び第二号中「労働委員会事務局」の下に「、収用委員会事務局」を加

え、同条第六号の表中

県土マネジメント部企画管理室	県土マネジメント部
----------------	-----------

県土マネジメント部企画管理室	県土マネジメント部及 事務局
----------------	-------------------

び収用委員会事

に改める。

第三条の表第一号中「当該部局」の下に「（県土マネジメント部にあつては、収用委員会事務局を含む。以下同じ。）」を加える。

第六条の表第五号中「県土マネジメント部まちづくり推進局住宅課」を「県土マネジメント部まちづくり推進局住まいまちづくり課」に改め、同表第六号ア中「県土マネジメント部まちづくり推進局住宅課」を「県土マネジメント部まちづくり推進局住まいまちづくり課」に改め、同号中ナをネとし、セからトまでをチからヌまでとし、同号ス中「くらし創造部協働推進課」を「くらし創造部青少年・社会活動推進課」に改め、同号中スをタとし、ケからシまでをシからソまでとし、クをコとし、コの次に次のように加える。

サ 奈良県病院事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例（平成二十八年三月奈良県条例第七十四号）第一条第一号の規定による廃止前の奈良県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十七年三月奈良県条例第二十七号）第三条第一項に規

定する奈良県立五條病院の未収金の収納を行うこと。

第六条の表第六号中キをケとし、カをキとし、キの次に次のように加える。

ク 奈良県行政不服審査会条例（平成二十八年三月奈良県条例第七十号）に基づく書面等の写し等の作成及び送付に要する費用の収納を行うこと。

第六条の表第六号中オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 行政不服審査法に基づく書面等の写し等の交付手数料に関する条例（平成二十八年三月奈良県条例第六十九号）に基づく書面等の写し等の作成及び送付に要する費用の収納を行うこと。

第二十八条第二項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一 日本放送協会に対し支払う受信料

第二十八条第四項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第二項第十一号に掲げる資金

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。